**平成２５年（フ）第２５０号**
埼玉県富士見市諏訪２丁目11番19号　小寺荘101
破産者　山岡　正忠
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第２５３号**
新潟市江南区袋津６丁目１番11号
破産者　石本　裕次
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第９８号**
岐阜県大垣市桧町497番地３
破産者　加納志賀子
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２５年（フ）第２４６号**
静岡市駿河区聖一色433番地　アンベリール紺屋102号、旧住所静岡市駿河区国吉田６丁目９番２号
破産者　石川　　智
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第９号**
静岡県沼津市大岡521番地の３　サンハウス102、破産手続開始時の住所静岡県沼津市高島町23番３―205号
破産者　野澤　敏一
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２５年（フ）第１２号**
静岡県菊川市川上568番地
破産者　鈴木　秀明
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

**平成２５年（フ）第８１５号**
名古屋市緑区滝ノ水２丁目1819番地　トミール寿102号、従前の住所名古屋市天白区梅が丘１丁目507番地　ビューコートソーワ305号
破産者　前島　悦子
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第９４３号**
名古屋市港区泰明町２丁目12番地　市営新泰明荘６棟501号、住民票上の住所名古屋市中区栄１丁目17番16号　藤和シティコープ栄203号
破産者　遠藤　義雄
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１４号**
三重県名張市つつじが丘北８番町27番地５、前住所奈良県奈良市神功５丁目９番地22　セジュール神功２番館202号
破産者　増井　直也
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

**平成２５年（フ）第３８２号**
京都市伏見区下鳥羽南三町13番地
破産者　西田　明弘
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第１０２４号**
神戸市須磨区白川台３丁目62番地の３　パークヴィラ白川台304号、従前の住所神戸市中央区中尾町10番30号　ディオレ新神戸218
破産者　高松　　豊
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第３６２号**
神戸市東灘区住吉台８番１―207号
破産者　松本　壽子
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第３１５号**
広島市安佐南区八木９丁目30番９―103号
破産者　三好美津江
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第４３３号**
広島市安佐南区八木９丁目25―20―402、住民票上の住所広島市東区中山西２丁目25番11号
破産者　武田　順一
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第４７８号**
大分市大字小池原801番地の１　市営１Ａ７―220
破産者　河野　　修
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第１６４号**
沖縄県那覇市首里当蔵町３丁目21番地
破産者　上地　正子
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２５年（フ）第３７号**
青森県五所川原市金木町芦野200番地508　朝日団地25号
破産者　成田　京子
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２５年（フ）第３８号**
青森県三戸郡五戸町字新町33番地２
破産者　軽米　惠子
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部